

議案第33号

中札内村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

中札内村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第23号）の一部を改正する条例を次のように制定する。

中札内村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく
個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

中札内村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人
番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第23号）の一部を次のように改正
する。

第4条第1項中「事務は、」の次に「別表第1の左欄に掲げる執行機関が行う同表の右欄に掲げ
る事務、別表第2の左欄に掲げる執行機関が次項の規定により同表の右欄に掲げる特定個人情報で
あって当該執行機関が保有するものを利用して行う同表の中欄に掲げる事務及び」を、「機関が」
の次に「第3項の規定により利用特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用して」
を加え、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 別表第2の左欄に掲げる執行機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、
同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。
ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施
者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

第4条に次の1項を加える。

4 第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程
の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているとき
は、当該書面の提出があったものとみなす。

附則の次に次の2表を加える。

別表第1（第4条関係）

執行機関	事務
1 村長	中札内村乳幼児及び児童医療費の助成に関する条例（平成28年3月17日 条例第10号）による子どもの医療費助成に関する事務であって規則に定 めるもの
2 村長	重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例（昭和48 年10月2日条例第20号）によるひとり親家庭等の医療費の助成に関する 事務であって規則に定めるもの
3 村長	重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例（昭和48 年10月2日条例第20号）による重度心身障害者等の医療費助成に関する 事務であって規則に定めるもの

別表第2（第4条関係）

執行機関	事務	特定個人情報
1 村長	中札内村乳幼児及び児童医療費の助 成に関する条例（平成28年3月17日 条例第10号）による子どもの医療費 助成に関する事務であって規則に定 めるもの	健康保険法（大正11年法律第70 号）、船員保険法（昭和14年法律第 73号）、私立学校教職員共済法（昭 和28年法律第245号）、国家公務員 共済組合法（昭和33年法律第128 号）、国民健康保険法（昭和33年法

		律第192号) 又は地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号) による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
2 村長	重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例(昭和48年10月2日条例第20号) によるひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務であって規則に定めるもの	健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号) 又は地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号) 又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号) による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報(以下「医療保険給付関係情報」という。) であって規則で定めるもの
3 村長	重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例(昭和48年10月2日条例第20号) による重度心身障害者等の医療費助成に関する事務であって規則に定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。